

雲仙市婚活支援事業補助金



雲仙市では、少子化の主な原因となっている晩婚化及び未婚化の取り組みとして、結婚の促進を図るため、結婚を希望する独身男女のための事業を支援を致します。

結婚を希望する独身男女の交流又は出会いを提供するイベント等を実施する団体に補助金を交付します！

補助対象者団体

婚活支援を推進する企業、NPO（特定非営利活動）法人、任意団体等

補助対象事業

結婚を希望する独身男女の交流又は出会いの機会を提供する事業
やコミュニケーション能力の向上を図る事業で、次の要件をすべて満たす事業

- ① 営利を目的としないものであること
- ② 18歳以上の者（高校生を除く）を対象とするものであること。
- ③ 参加予定者がおおむね10人以上のものであること。
- ④ 男性の参加予定者または参加予定者全員の半数以上が雲仙市内在住又は勤務者であること。

※上記にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・社会通念上適当でないと認められるもの
- ・宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とするもの
- ・特定の者に不当に利益を与えるもの

補助金の額

- ・補助対象経費の2 / 3
- ・補助対象経費の合計額から参加費及びの国、県その他の公共団体からの補助金等を差し引いた額で1回のイベントにつき上限 **10万円**



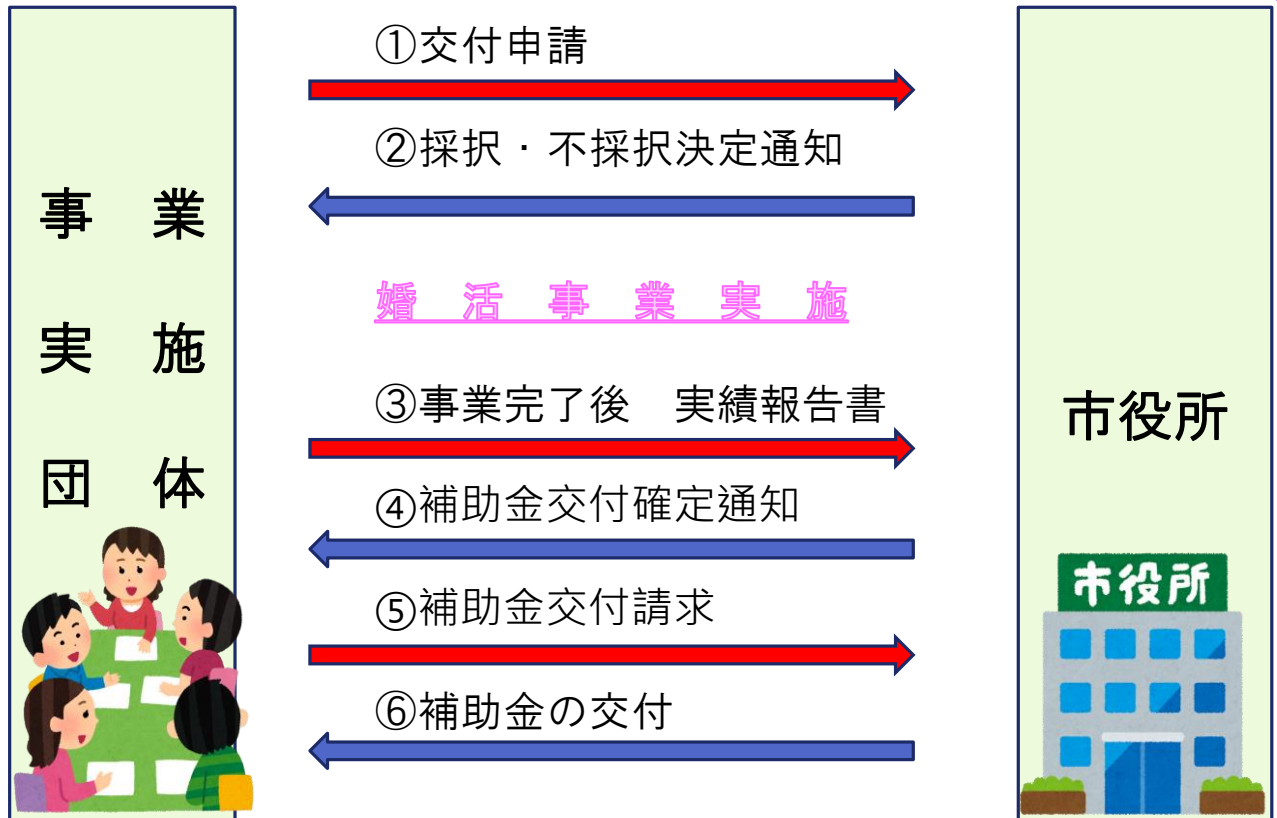
補助対象経費

費目	補助対象経費
報償費	講師等の謝礼金・商品等
旅費	スタッフ、出演者等の交通費（有料道路及び駐車場使用料並びに燃料代を含む）及び宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費（看板、のぼり、横断幕等を含む）
燃料費	借上車両、発電機等の燃料費
食料費	参加者の飲食費
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費
通信運搬費	電話代、郵便料及び各種運搬費
手数料	振込手数料、各種申請手数料等
保険料	参加者、スタッフ等の保険料
広告料	新聞、テレビ等の広告費
委託料	会場、音響等の設営及び運営費等
使用料及び賃借料	会場、駐車場使用料、車両・機器・器具装置借上料等
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めるもの

※スタッフの人件費・飲食費、備品購入費、その他補助事業に直接関係のない経費は対象外となります。



申請の流れ



※事業内容の変更がある場合には、変更申請が必要となります。

申請書類

① 交付申請（事前申請）

- (1) 結婚支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 婚活支援事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 申請者の概要説明書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）

※交付申請は事業を行う **30日前まで** に提出が必要です。

③ 実績報告（事業完了後）

- (1) 結婚支援事業補助金交付請求書（様式第11号）
- (2) 婚活支援事業実績報告書（様式第9号）
- (3) 収支清算書（様式第10号）
- (4) 補助対象経費を支払った証明書（領収書等）

【問合せ先】

雲仙市役所 地域振興部 地域づくり推進課

TEL : 0957-38-3111

FAX : 0957-38-2755